

附属機関の名称

燕市青少年問題協議会

設置の目的

地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号。以下「法」という。）第 1 条の規定に基づき、燕市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置き、所掌事務を行う。

所掌事務

1. 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
2. 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
3. 前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。